

入 札 説 明 書

一般社団法人日本農業機械化協会

一般社団法人日本農業機械化協会の一般競争入札については、下記の定めるところによる。

記

1. 契約担当者

一般社団法人日本農業機械化協会
専務理事 氣多 正

2. 調達内容

- | | |
|--------------|---------------------------|
| (1) 制作件名 | 農作業安全リスクカルテウェブサイト制作
1式 |
| (2) 調達件名の仕様等 | 別紙仕様書による。 |
| (3) 納入期限 | 仕様書に定める日 |
| (4) 納入場所 | 一般社団法人日本農業機械化協会 |

3. 競争参加者に必要な資格

- (1) 国及び地方公共団体から物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約の指名停止を受けている期間中でないこと。
- (2) 制作物品を確実に納品できる体制が整っている者であること。
競争参加資格審査に関する問い合わせ先は以下のとおり。

〒104-0033 東京都中央区新川2丁目6番16号 馬事畜産会館6階
一般社団法人日本農業機械化協会
業務部長 西村 洋 TEL 03-3297-5640

4. 入札・開札の方法等

- (1) 入札の単位 1入札
- (2) 競争参加資格を有することを証明する書類及び入札書の受領期限
平成29年11月10日 15時00分
(郵送する場合は、受領期限までに必着のこと)

①入札者は、入札仕様書毎に平成29年11月10日15時までに競争参加資格を有することを証明する書類及び入札書を提出しなければならない。書留郵便による提出も可とするが、その場合も提出期限内に必着とする。

②競争参加資格を有することを証明する書類は、別添自認書例を参考に入札しようとする者が作成し、封筒に入れ封印し、かつ封筒の表に氏名（法人の場合は名称又は商号）及び「仕様書〇〇の入札に関する自認書在中」と朱書きすること。

③入札公告、仕様書及びこの入札説明書をよく確認の上、入札書は様式例を参考に別紙様式にて作成し、封筒に入れ封印し、かつ封筒の表に氏名（法人の場合は名称又は

商号)及び「仕様書〇〇の入札書在中」と朱書きすること。

④郵便(書留郵便に限る)により提出する場合は二重封筒として、前項①及び②で作成した競争参加資格を有することを証明する書類及び入札書を封入し、表封筒には、「仕様書〇〇に係る入札書等在中」と朱書きすること。

(3) 入札者は、その提出した入札書の書き換え、変更又は、取り消しをすることができない。

(4) 提出のあった入札書は、理由の如何にかかわらず入札者には返還しないものとする。

(5) 代理人による入札

①代理人が入札する場合には、入札書に競争参加者の氏名、名称又は商号、代理人であることの表示及び当該代理人の氏名を明記し押印(外国人の署名を含む)しておくとともに、開札時までその委任状を提出しなければならない。

②入札者又はその代理人は、本件調達に係る入札について他の入札者の代理人を兼ねることができない。

(6) 開札の日時及び場所

平成29年11月10日 15時30分

東京都中央区新川2丁目6番16号 馬事畜産会館6階

一般社団法人日本農業機械化協会 応接室

(7) 開札

①開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行うものとする。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札執行事務に関係のない職員に立ち合わせて行うものとする。

②入札者又はその代理人は、入札時刻後においては、入札場に入場することはできない。

③入札者又はその代理人は、入札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ競争参加資格を証明する書類、身分証明書又は入札権限に関する委任状を提示しなければならない。

④入札者又はその代理人は、契約担当者が特にやむを得ない事情があると認められた場合以外は、入札場を退場することができない。

⑤開札をした場合において、入札者又はその代理人の入札のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。

5. その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 落札者の決定方法 最低価格落札方式とする。

予定価格の制限の範囲内であり、かつ最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(3) 入札額の内訳の開示

契約担当者から求めがあった場合、落札者は、入札額の内訳を書面により開示

しなければならない。

(4) 契約書の作成

①競争入札を執行し、契約の相手方を決定したときは、遅滞なく契約書を取り交わすものとする。

②契約書を作成する場合においては、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まずその者が契約書の案2通に記名押印し、さらに契約担当者が当該契約書の案の送付を受けてこれに記名押印するものとする。

③上記②の場合において契約担当者が記名押印したときは、当該契約書の1通を契約の相手方に送付するものとする。

④契約担当者が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は成立しないものとする。

(5) 支払条件

別途契約書(案)による。

入札心得

(総則)

第1条 一般社団法人日本農業機械化協会（以下「協会」という。）が発注する農作業安全リスクカルテウェブサイト制作に関する入札については、入札説明書に定めるもののほか、この心得によるものとする。

(入札等)

第2条 入札参加者は、入札説明書、仕様書及び契約書案等を熟知の上、入札しなくてはならない。

- 2 入札参加者は、入札書（別紙様式第1号）を封かんの上、入札者の氏名（法人にあっては法人名）を表記し、入札の告示に示した日時までに入札しなければならない。
- 3 入札参加者は、代理人によって入札する場合には、入札開始までに委任状（別紙様式第2号）を提出しなければならない。
- 4 入札参加者又は入札参加者の代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできない。
- 5 入札参加者は、入札時刻を過ぎたときは、入札することはできない。
- 6 入札参加者は、提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることはできない。

(公正な入札の確保)

第3条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

- 2 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。
- 3 入札参加者は、落札決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

(入札の取り止め等)

第4条 入札参加者（開札の立合いを含む。）が連合し、又は不穏な行動をする等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取り止めることがある。

(入札の無効)

第5条 次の各号の一に該当する入札は、無効とする。

- (1) 競争に参加する資格を有しない者による入札
- (2) 委任状を提出しない代理人による入札
- (3) 入札金額を訂正した入札書による入札
- (4) 記名押印のない入札書による入札
- (5) 入札に付される事項名又は入札金額の確認し難い入札書による入札

(6) 同一事項の入札について他人の代理を兼ね、又は2人以上の代理をした者による入札

(7) その他入札に関する条件を満たさない入札

(開札)

第6条 入札参加者(代理人を含む。)は、開札に立ち会うものとする。

(落札者の決定)

第7条 入札説明書5による。

(再度入札)

第8条 開札の結果、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。

- 2 前項の場合において応札できる者は、初度入札に応札した者とする。また、更に落札者がいない場合は引き続き同様に入札を行う場合がある。
- 3 必要と認められる回数の入札を実施しても落札者がいない場合又は応札者がいない場合は、入札を終了する。
- 4 再度入札を辞退する場合は、辞退する旨を記載した入札書を提出すること。なお、口頭での辞退も可とする。

(同評価点の入札)

第9条 落札となるべき同評価点の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせて落札者を決定する。

- 2 前項の場合において、当該入札をした者のうちくじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない一般社団法人日本農業機械化協会職員にくじを引かせて決定する。

(契約書の提出)

第10条 落札者は、協会から交付された契約書の案に記名押印の上、落札決定の日から5日以内に協会に提出しなければならない。ただし、協会が事情やむを得ないと認めるときは、この期間を延長することができる。

(異議の申立)

第11条 入札に参加した者は、入札後この心得、仕様書及び契約書案等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。